

## 新潟市食の安全意見交換会開催要綱

### (目的)

第1条 新潟市食の安全基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、本市における食の安心及び安全を確保し、次に掲げることについて、広く意見を聴取するため、新潟市食の安全意見交換会（以下「意見交換会」という。）を開催する。

- (1) 基本方針に関すること。
- (2) 新潟市食品衛生監視指導計画に関すること。
- (3) その他食の安全に関すること（緊急性のあるものを除く。）。

### (委員構成)

第2条 意見交換会は、委員12人以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の役員又は職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民
- (5) その他市長が適当と認める者

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 通算の在任期間は6年を超えて再任することができない。ただし、専門知識、経歴等に照らし、他の者に替えがたいと認められる場合は、この限りではない。

### (会長及び副会長)

第4条 意見交換会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、意見交換会の進行を行う。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 意見交換会の会議は、必要の都度、市長が招集する。

2 意見交換会の会議は、公開とする。

3 市長は、必要があるときは、意見交換会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 意見交換会の庶務は、保健衛生部食の安全推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年度に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。